

諮詢日：平成29年5月10日（平成29年度（個）諮詢第1号）

答申日：平成29年8月7日（平成29年度（個）答申第1号）

件名：大阪高等裁判所における特定事件で提出された文書等に記録された保有個人情報の不開示判断（開示対象外）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

大阪高等裁判所における特定の事件について提出された文書等に記録された開示申出人に関する保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、大阪高等裁判所長官が、本件対象個人情報を記録した文書は、裁判事務に関する文書であって、保有個人情報開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、大阪高等裁判所長官が平成29年3月24日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断は、苦情申出人に対し、「裁判に関する文書に記録された情報であつて、保有個人情報開示手続の対象とはならない」と虚偽を告げて、不開示としたものである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出書及び本件苦情申出書の記載内容を踏まえると、苦情申出人が開示を求める情報は、判決において判断された事実に係る情報等、特定の事件の事件記録に含まれる情報と解される。

そうすると、本件対象個人情報を記録した文書は、特定の事件に係る裁判事

務に関する文書であって、司法行政文書には当たらず、保有個人情報開示手続の対象とならない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮詢について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年5月10日 諒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月30日 審議
- ④ 同年8月4日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 取扱要綱によれば、保有個人情報開示手続の対象となる保有個人情報は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、裁判所の職員が組織的に利用するものとして、裁判所が保有しているもののうち、司法行政文書に記録されているものである。また、司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいい、裁判事務に関する文書は司法行政文書に含まれない。

そこで本件対象個人情報につき検討すると、本件開示申出書及び本件苦情申出書の記載内容からすれば、苦情申出人が開示を求める情報は、大阪高等裁判所における特定の事件に係る判決において判断された事実に係る情報等、当該事件の事件記録に含まれる情報と解される。そうすると、本件対象個人情報は、特定の事件に係る裁判事務に関する文書に記録された情報であって、司法行政文書に記録された情報とは認められない。

したがって、本件対象個人情報は、保有個人情報開示手続の対象とならない。

2 以上のとおりであるから、原判断については、本件対象個人情報は保有個人情報開示手続の対象とならないから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人